

ご存じですか? かごしまの農林水産物&特産品の認証マーク

県では、消費者の視点に立った安心・安全な食の供給を図るため、生産から製造・加工、流通・販売における対策に取り組んでいます。安心・安全にこだわって生産された県産農林水産物や地域の特色ある特産品をぜひお買い求めください。

かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)

安心・安全を考えた基準に沿って生産者が行う生産工程管理(GAP)の取り組みを、外部機関が審査・認証する制度です。

認証状況: 58品目、252件(210団体・個人) ※平成24年1月24日現在

この制度で認証された農林水産物は、安心・安全の「認証マーク」を表示して出荷できます。

- ・マークの下にある番号は認証登録番号です。
- ・化学合成された肥料や農薬を低減した取り組みと併せて認証された農産物には下記のようなマークを表示しています。

※K-GAPとはKagoshima(鹿児島)のGood(良い)Agricultural(農業の)Practice(やり方)の頭文字を略しています。



化学肥料5割減



節減対象農薬5割減



特別栽培農産物
(化学肥料・節減対象農薬ともに5割減)

県ホームページで認証の取得状況を紹介しています。
(ホーム>くらし・環境>食の安心・安全>食の安全>かごしまの農林水産物認証制度)

安心・安全へのこだわり“K-GAP認証品”

認証品は、K-GAPのPR協力店(「山形屋」、「きりしま国分山形屋」、「マックスバリュオプシアミスミ店」、「A・コープ国分店」、「A・コープ国分西店」、「おいどん市場与次郎館」)のほか県内の一部量販店で取り扱われています。認証マークを目印にお買い求めください。(PR協力店は随時募集しています。詳しくは下記問い合わせ先へご連絡ください。)



安心して買えるわね!



消費者



鹿児島県ふるさと認証食品制度

本県産の特色ある原材料や伝統的な製法などを使って県内で製造される食品のうち、製造方法や使用原料などが品目ごとに定められた基準に適合する食品を「ふるさと認証食品」として認証する制度です。

認証状況: 19品目、1,034製品(114業者) ※平成23年12月末日現在

品目: つぼづくり米黒酢、山川漬、からいも飴、黒糖、かつお節、削りぶし、かつお味付け節、さつま揚げ、地酒、いもかりんとう、梅干し、調味梅干し、いも焼酎、黒豚みそ、海水塩、食用植物油(ごま油、なたね油)、さつまいもチップス、のり佃煮、寒干したくあん漬け

県ホームページ
(ホーム>産業・労働>食・農業>農産物加工の推進>ふるさと認証食品)

認証を受けた商品は「Eマーク」を表示しています。「鹿児島ブランドショップ」、「さつまいもの館」のほか、駅、空港などのお土産店や一部量販店で取り扱われています。



商品選びの目安になります。

- Excellent Quality** 優れた品質
- Exact Expression** 正確な表示
- Harmony With Ecology** 地域の環境との調和



この3つの頭文字を「品」という漢字でデザインし、「良い品」であることを表しています。

問い合わせ先 県庁食の安全推進課 ☎099(286)2888

各種手続きの窓口が県から市町村へ変更になります

国の進める地域主権改革の進展や、県独自の「権限移譲プログラム」に基づく取り組みにより、平成24年4月から、74項目の事務・権限が県から市町村へ移譲されます。この権限移譲に伴い、各種手続きの窓口が県から市町村へ変更になります。

窓口が変更となる主な手続き

【個人の手続きに関するもの】

手続きの内容	対象となる方	変更後の窓口
パスポートの発給申請、交付(旅券法)	志布志市、大崎町、肝付町、天城町、和泊町、知名町に住民登録されている方	住民登録のある市町村役場 ※緊急にパスポートが必要になった場合などは、引き続き、かごしま県民交流センターなどで申請できます。
浄化槽の使用開始の報告など(浄化槽法)	いちき串木野市、伊佐市、大崎町、南種子町の区域内に浄化槽を設置される方(既存の浄化槽を含む)	浄化槽の所在する市町村役場

【事業者などの手続きに関するもの】

手続きの内容	対象となる範囲	変更後の窓口
有料老人ホームの設置届出など(老人福祉法)	鹿児島市内に設置される有料老人ホーム(既存施設を含む)	鹿児島市役所
土地改良区の設立、合併、解散の認可申請など(土地改良法)	垂水市、大崎町、中種子町、龍郷町の区域内にある土地改良区に関するもの	土地改良区の所在する市町村役場
マンション建替組合の設立の認可申請など(マンション建替円滑化法)	県内の市の区域内で建て替えを行うマンションに関するもの	建て替えを行うマンションの所在する市役所

権限移譲が進むとどうなるの?

住民に最も身近な行政主体である市町村に事務・権限が移ることによって、市町村自らが地域の実情に応じた福祉行政やまちづくりなどを行えるようになり、住民サービスの向上が図られることが期待されています。

このため、県では、今後も積極的な権限移譲を進めていくことにしています。



市町村への権限移譲の状況や、詳しい内容については、県ホームページをご覧ください。 (ホーム>県政情報>市町村情報>市町村行政>市町村への権限移譲)

問い合わせ先 県庁市町村課 ☎099(286)2228